

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第16号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年佐賀県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 県職員給与条例第9条の4第1項第1号及び学校職員給与条例第11条の2第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者（<u>県職員給与条例第8条又は学校職員給与条例第10条に規定する扶養親族で県職員給与条例第9条第1項又は学校職員給与条例第11条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下この号において同じ。</u>）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。</u>）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第5条の2 県職員給与条例第9条の4第1項第2号及び学校職員給与条例第11条の2第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年佐賀県人事委員会規則第2号）第6条第2項に該当する<u>職員</u>（<u>地方公務員法（昭和25年</u></p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 県職員給与条例第9条の4第1項第1号及び学校職員給与条例第11条の2第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び県職員給与条例第8条第2項又は学校職員給与条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。</u>）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第5条の2 県職員給与条例第9条の4第1項第2号及び学校職員給与条例第11条の2第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年佐賀県人事委員会規則第2号）第6条第2項に該当する<u>職員</u>で、同項第3号に規定する</p>

改正前	改正後
<p><u>法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）</u>で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（<u>国家公務員、地方公務員（職員を除く。）</u>若しくは同規則第5条各号に掲げる法人に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）<u>あつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（有料の佐賀県職員宿舍並びに第2条第1号に規定する住宅、宿舍及び職員宿舍並びに同条第2号に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</u></p> <p>（届出）</p> <p>第6条 新たに県職員給与条例第9条の4第1項又は学校職員給与条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（支給の始期及び終期）</p>	<p>満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（<u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者</u>）<u>あつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（有料の佐賀県職員宿舍並びに第2条第1号に規定する住宅、宿舍及び職員宿舍並びに同条第2号に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</u></p> <p>（届出）</p> <p>第6条 新たに県職員給与条例第9条の4第1項又は学校職員給与条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者（<u>その委任を受けた者を含む。以下同じ。</u>）<u>に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>（支給の始期及び終期）</p>

改正前	改正後
<p>第9条 住居手当の支給は、職員が新たに県職員給与条例第9条の4第1項又は学校職員給与条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が県職員給与条例第9条の4第1項又は学校職員給与条例第11条の2第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項及び第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第9条 住居手当の支給は、職員が新たに県職員給与条例第9条の4第1項又は学校職員給与条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が県職員給与条例第9条の4第1項又は学校職員給与条例第11条の2第1項に規定する要件を欠くに至った日 <u>（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）</u>の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項及び第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。